

らくらくごみ分別 分別のポイントについて

ごみの出し方には4通りあります。
収集日を確認して出してください。

1

毎週出せるごみ

- 燃やせるごみ
- プラスチック資源物
- 紙資源

2

資源の日に出せるごみ

- 資源物
- 布資源

3

ごみの日に出せるごみ

- 燃やせないごみ
- 粗大ごみ
- 埋立ごみ
- 有害ごみ

4

拠点回収場所へ持ち込めるもの

- リユース本（図書館等で再使用します）
- 小型家電

《拠点回収場所：市役所、市役所各支所、三次環境クリーンセンター》

読めばよくわかる!



1

毎週出せるごみ

分別の
ポイント

燃やせるごみ 編



指定ごみ袋は
3種類

① = 30ℓ

② = 10ℓ

⑪ = 20ℓ



- スポンジ ● ボール（野球、サッカーなど） ● 紙おむつ ● 残飯 ● 木くず
- めいぐるみ ● 紙コップ ● ゴム（ビニール）手袋 ● 保冷剤 ● 草花
- プライバシーに係るもの（請求書、領収証、手帳など） ● ペット用フン処理剤
- ※未使用のマッチ、花火（水で湿らせてください。） ● 在宅医療のもの
※「危険ごみ」から「燃やせるごみ」に変わりました。 ※非感染性プラスチック

お願い

在宅医療のものについて

※非感染性プラスチック



点滴の容器、ビニールパイプなど、非感染性の在宅医療のものだけを入れてください。



指定ごみ袋の氏名記入欄に「在宅医療」と明記してください。



注射器および注射針は処理できません。
かかりつけの医院へお返しください。





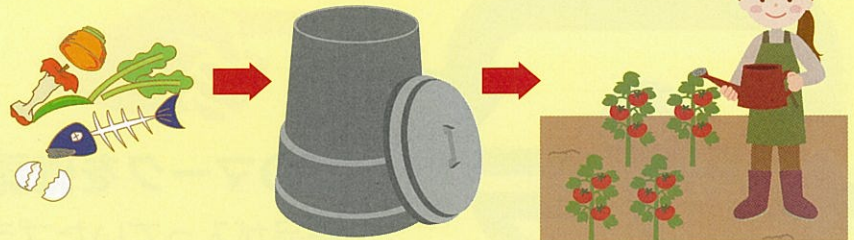
出す前に「ギュッとひとしぼり」

生ごみの70%以上は水分です。しぼるだけでも減量できます。また、生ごみ処理機器の利用も生ごみを減らすことができます。

●ひとしぼり



●生ごみ処理機器で堆肥化

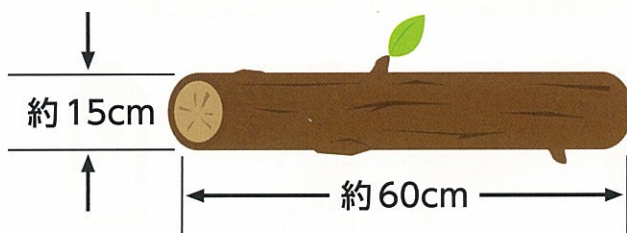


剪定枝や木材は短くしてひも掛けしてください。 (ひもの種類は問いません。)

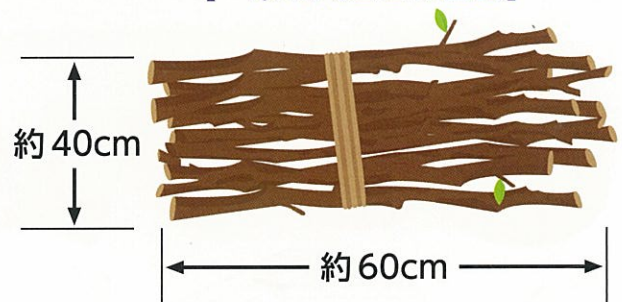


1本あたりの長さは60cm程度、直径は15cm程度まででお願いします。束の大きさ(直径)は40cm程度にしてください。

【一本の大きさの目安】



【一束の大きさの目安】



ごみを出す前に「リサイクルできるかな」と考えてみましょう。

燃やせるごみの中には紙、布など資源として利用できるものが多く含まれているのが現状です。捨てる前にリサイクルできるかどうか考えてみましょう。



※衣類などの布類は、「汚れていても」、「破れていても」布資源です。※「汚れ」とは洗濯しても落ちない汚れを指します。(15ページ参照)



※小さなお菓子の箱やトイレットペーパーの芯なども立派な紙資源です。(12ページ参照)

読めばよくわかる!



1 毎週出せるごみ

分別の
ポイント

プラスチック資源物 編

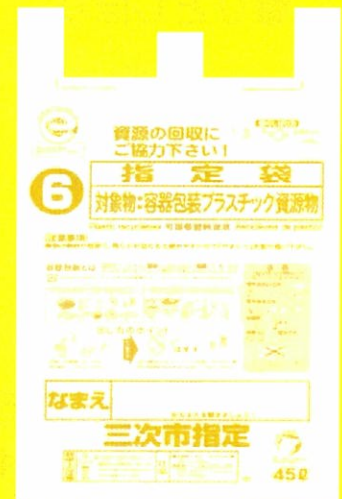


《プラスチック容器包装識別マーク》



※このマークを確認
商品が入っていたプラ
スチック製容器包装物
に付いています。

指定ごみ袋 45ℓ



分別のポイントは、まずマーク「

【プラスチック製容器包装物の例：容器包装リサイクル法対象物】



- 洗剤、食品などのプラスチック製の容器包装
- プラスチック製のふた、ラベル
- 食品、衣類などのビニール袋
- 発泡スチロール（箱、緩衝材） など

容器包装リサイクル法

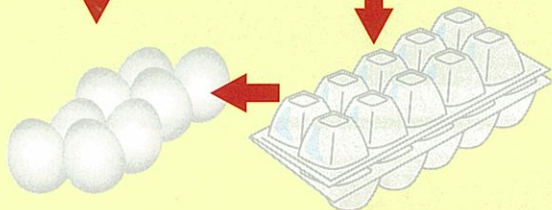
家庭から出るごみの60%（高比重）を占める容器包装廃棄物の分別収集を行い、再商品化を行うことが義務付けられました。

プラスチック製容器包装物

たまごの例

商品
(たまご)

商品(たまご)を取り出したとき不要になる容器



プラスチック製容器包装物

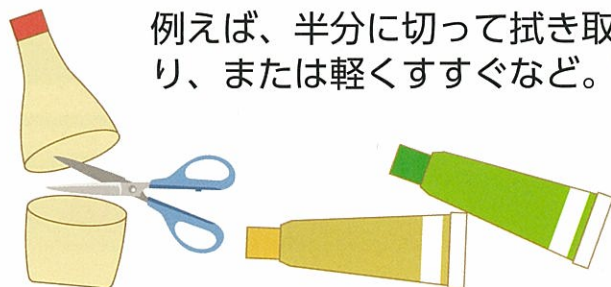


きれいにしてください。
軽くすすぐ。または拭き取りなど。

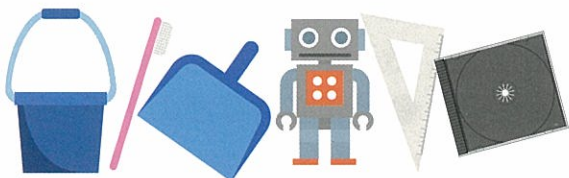


チューブ類の容器包装も工夫次第で簡単にきれいにすることができます。

例えば、半分に切って拭き取り、または軽くすすぐなど。



歯ブラシ、プラスチック製のおもちゃなどのプラスチック製品は、容器包装物ではありません。



プラスチック製品は「燃やせないごみ」です (16 ページ参照)



二重袋にしないでください。収集できない場合があります。

例えば、レジ袋にプラスチック資源物を入れ、指定ごみ袋に入れると中身が確認できないため、収集できない場合があります。



ボトル、ポンプ

プラマークの表示例

【シャンプー容器(ポンプ式)の例】

※ボトルも、ポンプもプラスチック製の容器包装物であることを示しています。



ボトル、キャップ

※ボトルも、キャップもプラスチック製の容器包装物であることを示しています。



PE

※材質が表示してある場合もあります。プラスチック製の容器であって「材質はポリエチレン (PE)」という意味です。



キャップ: PE
ボトル: PET

※部位の材質が表示してある場合もあります。

キャップの材質はPE (ポリエチレン) で、ボトルの材質はPET (ポリエチレンテレフタレート) という意味です。



1

毎週出せるごみ

分別の
ポイント

紙資源編



必ず、紙ひもで縛ってください。
同じ紙なので、ひもごとリサイクルできます。

紙資源は 5 種類に分別

1 新聞紙

▶ 新聞紙だけにする。

● 広告は抜き取って雑紙で出してください。

※新聞は新聞にリサイクルされます。



2 雑紙

▶ 「一枚ものの紙」だけにする。



● 食品類、飲み薬などの空箱 ● 包装紙
● 紙袋 ● 新聞広告などのチラシ類

※飲み薬などの小さい箱はチラシなどの間に挟み込んでください。

3 雑誌 (本類)

▶ 冊子状のもの。
(綴じてあるもの)

絵本、週刊誌、小説、カタログ、
取扱説明書などの冊子状のもの。



付属の CD 等は取り除いてください。取り除いた CD は「燃やせないごみ」です。



家計簿、日記帳などプライバシーに係るものは「燃やせるごみ」で出すこともできます。

5 紙パック

▶ 洗って、開いて、乾かす。

リサイクルマークの有無にかかわらず内側が銀色 (アルミコーティング) のものは「燃やせるごみ」です。



4 段ボール

▶ 段ボールだけにする。

(段ボールは段ボールにリサイクルされます)

※ひも掛けは不要です。折りたたんでください。

(持ち運びが不便な場合は紙ひもで縛ってください。)



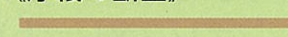
【段ボールと厚紙の見分け方】

※断面を確認

《段ボールの断面》

 空気層あり

《厚紙の断面》

 空気層なし



2 資源の日に出せるごみ

分別の
ポイント

資源物 編



指定ごみ袋は
3種類

④ = 45ℓ

⑧ = 30ℓ

⑨ = 15ℓ

飲料缶、食品・飲料びん、指定 PET ボトルが「資源物」です。

分別のポイント

■ 飲料缶が「資源物」です。

※缶詰、お菓子など食品類の缶は「燃やせないごみ」です。
食品類の缶は手選別後、破砕し機械選別で鉄とアルミに分別し、資源化を行っています。



【飲料缶】



【缶詰など飲料缶以外の缶】

■ 「食べたり飲んだりできるものが入っていたびんが「資源物」です。

- ジュース類 ● 酒類 ● ジャム ● 飲み薬 など



【飲料・食品びん】

化粧品など食べたり飲んだりできないものが入っていたびんは「燃やせないごみ」です。



【化粧品などのびん】

■ 「指定ペットボトル」 だけについている PET マークを確認。



※このマークを確認

ドレッシング、洗剤、食油の容器など、「プラマーク」が付いている容器はプラスチック資源物です。



指定ペットボトルとは

軽くすすぐだけできれいになるジュースやしょう油、酒類などのペットボトルで、リサイクルに支障がないペットボトルのことです。



軽くすすいでください。



タバコの吸い殻など異物を入れないでください。



飲料缶、びんや、ペットボトルのキャップは取り外してください。金属製のキャップは「燃やせないごみ」。プラスチック製のキャップは「プラスチック資源物」です。

※取りにくいものは簡単に取れる範囲で取り外してください。



ペットボトルのラベルもできるだけ取り除いてください。取り除いたラベルは「プラスチック資源物」です。



マムシ焼酎など、中身を取り出すことができない場合は、事前にクリーンセンターへ連絡してください。



※危険ですので、びんを割らないでください。





2

資源の日に出せるごみ

分別の
ポイント

布資源編



※資源物の袋を利用する
指定ごみ袋は
3種類

④ = 45ℓ

⑧ = 30ℓ

⑨ = 15ℓ

●カーテン ●衣類 ●シーツ ●タオル など



分別のポイント

- ※「汚れていても」、「破れていても」布資源です。
(工場で使用できるものとできないものに選別されます。)
※「汚れ」とは洗濯しても落ちない汚れを指します。
- ボタン、ファスナーを取り除く必要はありません。



プライバシーに係るもの(下着類)、汚れや損傷がひどいもの以外はできるだけ「布資源」として出してください。



雨合羽は「雨具」ですので、「燃やせないごみ」で出してください。

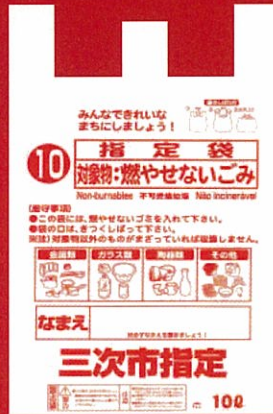


3

ごみの日に出せるごみ

分別の
ポイント

燃やせないごみ 編



指定ごみ袋は 2 種類

③ = 30ℓ

⑩ = 10ℓ

指定ごみ袋に入らないものは、粗大ごみで出してください。



- 食品類の缶
- 文具類
- かばん類
- くつ類
- 工具類
- おもちゃ類
- 台所用品類 など

分別のポイント

- かばん類、くつ類はすべて「燃やせないごみ」です。
- びんは、化粧品、殺虫剤など「食べたり飲んだりできないもの」が入っていたびんです。
- ※「割れガラスなど、鋭利なもの」がたくさんある場合は、紙製の箱を利用すると安全です。 ※「危険ごみ」から「燃やせないごみ」に変わりました。



割れたガラスなど、鋭利なものが多く、袋が破れ中身がこぼれる恐れがある場合には図のように段ボールなどの紙製の箱の中に指定ごみ袋を入れてください。箱ごと回収します。

【図】

紙製の箱



「燃やせないごみ」もできるだけリサイクルしています。缶詰の缶などは中身が残らないよう、きれいにしてください。(軽くすすぐ、拭き取るなど)



3

ごみの日に出せるごみ

分別の
ポイント

粗大ごみ 編

※指定ごみ袋はありません。指定ごみ袋に入らない大きなものが粗大ごみです。



●家具類 ●寝具類 ●家電製品 ●自転車 ●ストーブ など



収集の際に「粗大ごみ」と判断できない場合があります。誤収集を防止するために「粗大」または「不要」などの表示をしてください。



表示例▶



波板など長いものは 180cm 以下にしてください。複数ある場合はひも掛けしてください。(ひもの種類は問いません。)



布団や毛布を出す場合には、ひも掛けしてください。(ひもの種類は問いません。)



ストーブの燃料は抜き取ってください。(燃料の処理は 22 ページを参照)



乾電池が使用してあるものは乾電池を取り外してください。取り外した乾電池は、有害ごみで出してください。



段ボール箱に入れたまま出さないでください。段ボール箱は「紙資源」です。折りたたんで紙資源の収集日に出してください。



3

ごみの日に出せるごみ

分別の
ポイント

埋立ごみ 編



指定ごみ袋は 2 種類

⑤ = 30ℓ

⑦ = 10ℓ

- ビデオテープ ●カセットテープ ●使い捨てカイロ ●プランターの土
- 漬物石 など

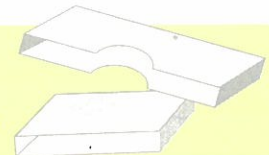


分別のポイント

■ ビデオテープ、カセットテープは「ケースに入れたまま」埋立ごみで出してください。

【ケースだけが不要になった場合】

不要になったケースは、「燃やせないごみ」で出してください。



埋立ごみだけを指定ごみ袋に入れてください。

※埋立ごみは埋立処分をします。他のごみと一緒にしないでください。



3

ごみの日に出せるごみ

別の
ポイント

有害ごみ 編



※埋立ごみの袋を利用する

指定ごみ袋は 2 種類

⑤ = 30ℓ

⑦ = 10ℓ

- スプレー缶 ●ライター ●蛍光灯 ●乾電池 ●体温計



分別のポイント

■ スプレー缶は使い切るだけでよい。(穴あけ不要)

※危険です。穴をあけないでください。

■ 中身が残っているスプレー缶、カートリッジ式ガスボンベは「中身あり」などの表示をする。

■ ライターはガスが残っていてもよい。

表示例▶



■ 蛍光灯は破裂防止のため、交換した際に不要となる保護用紙ケースに入れる。

※保護用紙ケースがない場合は、そのまま指定ごみ袋に入れてください。入らない場合はひも掛けしてください。(ひもの種類は問いません。)



有害ごみだけを指定ごみ袋に入れてください。

※有害ごみは処理方法が異なります。他のごみと一緒にしないでください。

読めばよくわかる!



4

拠点回収場所へ持ち込めるもの

リユース本

- 絵本 ●図鑑 ●文庫本
- コミック (シリーズもの)



※資源物の袋を利用する
指定ごみ袋は
3種類

④ = 45ℓ

⑧ = 30ℓ

⑨ = 15ℓ

紙ひもで縛り、資源物用の指定ごみ袋に入れて拠点回収場所へ持ち込んでください。



ごみ集積所へ出すことはできません。拠点回収場所へ持ち込んでください。



破れたり、汚れたりしているものは、紙資源としてご利用のごみ集積所へ出してください。

拠点回収場所

- 三次市役所
- 三次環境クリーンセンター
- 三次市役所各支所

君田、布野、作木、吉舎、三良坂、
三和、甲奴



4

拠点回収場所へ持ち込めるもの

使用済み小型家電

- デジタルビデオ・カメラ
- ゲーム機
- 携帯電話など

小型電子機器等の基盤などにふくまれる希少金属（レアメタル）を回収し、リサイクルすることで、国内の資源循環の促進をはかることを目的として平成 25 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行されました。

三次市においても、資源循環の促進や、ごみの減量、最終処分場（埋立地）の延命化などを目的として平成 26 年 10 月から使用済み小型家電の拠点回収を行っています。

回収場所と回収方法

市役所、市役所各支所（君田、布野、作木、吉舎、三良坂、三和、甲奴）、三次環境クリーンセンターへ回収ボックスを設置しています。袋などには入れず、直接投入してください。

※燃やせないごみで収集していますが、できるだけ『拠点回収』にご協力ください。

回収品目



注意事項

- 個人情報はず必ず消去してください。
- 回収物はお返しできません。
- 乾電池は取り外してください。
- 家庭から排出されるものに限りです。

回収できないもの

- 家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷凍庫、ワインセラー、保温冷庫）
- 事業活動から排出される使用済み小型家電
- 使用済み小型家電であっても原形をとどめていないもの
- パソコン（資源有効利用促進法により、メーカーによる自主回収、リサイクルが義務付けられています。）（27 ページ参照）